

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第91号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(廃棄物処理施設等の設置等事前協議) 第16条 [略] 2 前項の廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書には、別表第3に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、廃棄物処理法 <u>第15条の2の5</u> の規定に基づく届出をしようとする場合は、同表に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。 3～9 [略] 10 条例第24条第3項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) [略] (2) 産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法 <u>第15条の2の5</u> の規定に基づく届出又は廃棄物処理法第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を要しない変更（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合 (3)～(7) [略] 別表第1（第4条関係） 岩手県再生資源利用認定製品品質基準	(廃棄物処理施設等の設置等事前協議) 第16条 [略] 2 前項の廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書には、別表第3に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、廃棄物処理法 <u>第15条の2の5第1項</u> の規定に基づく届出をしようとする場合は、同表に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。 3～9 [略] 10 条例第24条第3項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) [略] (2) 産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法 <u>第15条の2の5第1項</u> の規定に基づく届出又は廃棄物処理法第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を要しない変更（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合 (3)～(7) [略] 別表第1（第4条関係） 岩手県再生資源利用認定製品品質基準
品質及び安全性に関する基準 1 次のいずれかの規格等に適合していること。 (1) [略] (2) 財團法人日本環境協会（昭和52年3月15日に財團法人日本環境協会という名称で設立された法人をいう。）が定めるエコマーク商品認定基準 (3)～(5) [略] 2 [略] [略]	品質及び安全性に関する基準 1 次のいずれかの規格等に適合していること。 (1) [略] (2) 公益財團法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準 (3)～(5) [略] 2 [略] [略]
別表第2（第12条関係） 行政処分基準	別表第2（第12条関係） 行政処分基準
違反行為等 該当条項 違反行為等の内容 点 数 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	違反行為等 該当条項 違反行為等の内容 点 数 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

[略]		[略]	[略]
委託基準違反、再委託禁止違反	第 6 条の 2 第 7 項	事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令</u> （以下「政令」という。）で定める基準に従わない場合	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。